



2026年2月17日

各 位

会社名：株式会社魁力屋  
代表者名：代表取締役社長 藤田 宗  
(コード番号：5891 東証スタンダード)  
問合せ先：取締役 管理本部長 山川 拓人  
(電話番号：075-211-3338)

(訂正)「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結及び監査等委員会設置会社への移行並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年12月16日に開示いたしました「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結及び監査等委員会設置会社への移行並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」の内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

記

#### 1. 訂正の理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正します。

#### 2. 訂正の内容

(1)「7. 定款の変更 (5) 定款変更の内容」

(訂正前)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(前略)	(前略)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. 飲食店の経営及び運営 2. 飲食店の企画及び経営に関するコンサルタント 3. 商品、食料品、飲料の製造、加工及び販売 4. 商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務 5. 店舗の企画、設計、施工、並びに付帯機器の販売 6. 通信販売業 7. 書籍、印刷物の企画、発行並びに販売 8. イベントの企画、運営 9. 不動産の売買、賃貸及び管理 10. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営、並びにフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導 11. 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u> (1 項～11 項 現行どおり)
(中略)	(中略)
〔新設〕	(監査等委員会規則) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において監査等委員会規則によるものとする。
(後略)	(後略)

(訂正後)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(前略)	(前略)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. 飲食店の経営及び運営 2. 飲食店の企画及び経営に関するコンサルタント 3. 商品、食料品、飲料の製造、加工及び販売 4. 商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務 5. 店舗の企画、設計、施工、並びに付帯機器の販売 6. 通信販売業 7. 書籍、印刷物の企画、発行並びに販売 8. イベントの企画、運営 9. 不動産の売買、賃貸及び管理 10. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営、並びにフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導 11. 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u> <u>(第1項～第11項 現行どおり)</u>
(中略)	(中略)
第5章 監査役及び監査役会	<u>〔削除〕</u>
(中略)	(中略)
〔新設〕	<u>第5章 監査等委員会</u>
(中略)	(中略)
〔新設〕	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第31条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</u>
(後略)	(後略)

(2) 「7. 定款の変更 (6) 定款変更の日程」

(訂正前)

定款変更のための定時株主総会 2026年3月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年7月1日（予定）

(訂正後)

定款変更のための定時株主総会 2026年3月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年3月26日（予定）

以上